

宿泊約款

PROVISION

第1条(本約款の適用)

- 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約はこの約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じることができます。

第2条(基本的事項に反する場合の措置)

当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする際は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- ①宿泊者名
- ②宿泊日及び到着予定時刻
- ③宿泊料金
- ④その他当ホテルが必要と認める事項

第3条(宿泊の登録)

宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- ①宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- ②外国人においては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- ③出発日及び時刻
- ④その他、当ホテルが必要と認める事項

第4条(宿泊引き受けの拒絶)

当ホテルは次の場合には、宿泊のお引受けをお断りすることがあります。

- ①宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- ②満室により客室の余裕がないとき。
- ③宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- ④宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成

4年3月1日施行)による指定暴力団および指定暴力団員等(以下「暴力団」および「暴力団員」とする)またはその関係者、その他反社会勢力であるとき。

⑤宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。

⑥宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当するものがあるとき。

⑦宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

⑧宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

⑨宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。

⑩天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

⑪宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、または迷惑を及ぼすと認められたとき。

第5条(氏名等の明示)

当ホテルは、宿泊日に先立つ宿泊の申し込み(以下「宿泊予約の申し込み」という)をお引き受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申し込み者に対して、次の事項の明示を求めることができます。

①宿泊者の、氏名、性別、国籍、住所及び職業。

②その他、当ホテルが必要と認める事項。

第6条(客室の使用時間)

1. 宿泊者が当ホテルの客室を使用できる時間は、宿泊プランとして特別に定められている場合を除き、当ホテルが定める時間までとします。ただし連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じる場合があります。

この場合には、当ホテルが別途規定する追加料金を申し受けます。詳細はフロントにお問い合せください。

チェックイン 16:00~19:00。(19:00を過ぎる場合には必ず連絡下さい。)

チェックアウト 10:00

第7条(料金の支払い)

料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めるクーポン券又はクレジットカードにより、チェックインの際にフロントにおいて行っていただきます。

第8条(宿泊継続の拒絶)

当ホテルはお引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- ①第4条の③から⑪までに該当するとき。
- ②当ホテルが定める利用規則に従わないとき。

第9条(宿泊の責任)

1. 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録、又は客室への入室のうち、いずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。
2. 当ホテルの責に帰すべき事由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災、その他の理由による場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。
3. 宿泊者が当ホテルの定める利用規則に従わないために発生した事故については、当ホテルは責任を負いかねます。

第10条(優先する言語)

本約款は、日本語の他、英語、中国語、韓国語等の他国言語で作成される場合がございますが、約款の両文に不一致があるときは、日本文が全ての点について優先するものとします。

第11条(利用規則の遵守)

宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定める利用規則に従っていただきます。

第12条(予約の解除)

1. 当ホテルは、宿泊予約の申し込み者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、下記の表に掲げるところにより違約金を申し受けます。
2. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の22:00(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合はその時刻を1時間経過した時刻)になっても到着しな

いときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

不泊・当日	前日	3日前～前日	4日前～10日前
100%	50%	30%	10%

《表1》キャンセル料

- ①%は、ご予約いただいている契約料金に対する違約金の比率です。
- ②契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
- ③団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊日の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には、切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。

第13条(宿泊者の責任)

宿泊者の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊者にその損害を賠償していただきます。

第14条(駐車場の責任)

宿泊者が当ホテルの駐車場をご利用になる場合には、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは車両の管理責任を一切負いません。ただし、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その損害を賠償します。

第15条(免責事項)

当ホテル内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。